



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月9日(火) 第10404号

目次

	ページ
公 告	
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	2
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)	2
○公聴会の開催(同)	2
正 誤	
○令和8年3月26日群馬県規則第35号(住宅政策課)	3

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営漆原土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 県営漆原土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和8年6月10日から同年7月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>）並びに渋川市役所及び吉岡町役場

東都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和8年6月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画道路中3・4・6号北部幹線を廃止する。
- 2 都市計画道路中3・4・7号国定上田線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・7	国定上田線	伊勢崎市国定町二丁目	伊勢崎市上田町	伊勢崎市上田町	約 1,510m	地表式	2車線	17m	幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	3・4・8	南部幹線	伊勢崎市三室町	伊勢崎市三室町	伊勢崎市三室町	約 550m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、東都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和8年6月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和8年7月21日（火）午後3時から 伊勢崎市役所東館5階第3会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 東都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課において、令和8年6月9日

（火）から同月23日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。

- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和8年6月23日（火）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。

- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所、伊勢崎市都市計画部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

東都市計画道路の変更（3・4・6号北部幹線ほか2路線の変更）に関する公述申出書				年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて				
令和8年6月9日付け群馬県報に登載された東都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。				
1	公述申出人	住所	電話番号	
		氏名	職業	
		年齢		
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）			
3	意見の要旨（別紙のとおり）			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 正 誤

○規則正誤

令和8年3月26日群馬県規則第35号（群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	行	誤	正
号外第6号	58	1	別紙様式第1号	別記様式第1号

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111